

一人で悩まず消費者相談

市では、専門の相談員が消費生活にかかる相談をお受けする消費者相談を行っています。訪問販売や電話勧誘などで高額な契約や、うますぎる話にはご用心。本当に必要な商品なのか、納得できる契約内容かどうかよく考えた上で、契約は慎重に行いましょう。必要なものはきっぱりと断る勇気が必要です。

もしトラブルになってしまったら、一人で悩まず消費者相談へお気軽にご相談ください。

相談日 每週月・木曜日(祝日を除く)

相談時間 午前10時～正午、午後1時～4時

場所 市役所第3庁舎2階消費者相談室

※相談日以外は地域振興課産業振興係へ。

●ご存知ですか

クーリング・オフ制度

消費者が契約を申し込み、ま

たは締結しても一定期間内

であれば無条件で、申し込み

の撤回又は契約の解除を行

うことができる制度です

(クーリング・オフできるの

は、指定された商品・サービ

ス・権利に限ります)。

クーリングオフは一定期

間内(販売方法により契約日

を含む8～20日間)に書面

(はがき)で通知します(左図)

販売店へのはがきの書き方例

参考)書面はコピーをとつ

て配達記録郵便か簡易書留

で出します。クレジット契約

の場合、クレジット会社にも

通知します。

※①代金の一部、または全

額を払った場合②商品を受

け取った場合に書きます。

※期間を過ぎても解約でき

る場合もありますので、消費

者相談室にご相談ください。

●こんな手口にご用心

「不当請求」

クーリングオフは一定期

間内(販売方法により契約日

を含む8～20日間)に書面
(はがき)で通知します(左図)
販売店へのはがきの書き方例

参考)書面はコピーをとつ

て配達記録郵便か簡易書留

で出します。クレジット契約

の場合、クレジット会社にも

通知します。

※①代金の一部、または全

額を払った場合②商品を受

け取った場合に書きます。

※期間を過ぎても解約でき

る場合もありますので、消費

者相談室にご相談ください。

●こんな手口にご用心

「不当請求」

クーリングオフは一定期

間内(販売方法により契約日

を含む8～20日間)に書面
(はがき)で通知します(左図)
販売店へのはがきの書き方例

参考)書面はコピーをとつ

て配達記録郵便か簡易書留

で出します。クレジット契約

の場合、クレジット会社にも

通知します。

※①代金の一部、または全

額を払った場合②商品を受

け取った場合に書きます。

※期間を過ぎても解約でき

る場合もありますので、消費

者相談室にご相談ください。

●こんな手口にご用心

「不当請求」

クーリングオフは一定期

間内(販売方法により契約日

を含む8～20日間)に書面
(はがき)で通知します(左図)
販売店へのはがきの書き方例

参考)書面はコピーをとつ

て配達記録郵便か簡易書留

で出します。クレジット契約

の場合、クレジット会社にも

通知します。

※①代金の一部、または全

額を払った場合②商品を受

け取った場合に書きます。

※期間を過ぎても解約でき

る場合もありますので、消費

者相談室にご相談ください。

●こんな手口にご用心

「不当請求」

クーリングオフは一定期

間内(販売方法により契約日

を含む8～20日間)に書面
(はがき)で通知します(左図)
販売店へのはがきの書き方例

参考)書面はコピーをとつ

て配達記録郵便か簡易書留

で出します。クレジット契約

の場合、クレジット会社にも

通知します。

※①代金の一部、または全

額を払った場合②商品を受

け取った場合に書きます。

※期間を過ぎても解約でき

る場合もありますので、消費

者相談室にご相談ください。

●こんな手口にご用心

「不当請求」

クーリングオフは一定期

間内(販売方法により契約日

を含む8～20日間)に書面
(はがき)で通知します(左図)
販売店へのはがきの書き方例

参考)書面はコピーをとつ

て配達記録郵便か簡易書留

で出します。クレジット契約

の場合、クレジット会社にも

通知します。

※①代金の一部、または全

額を払った場合②商品を受

け取った場合に書きます。

※期間を過ぎても解約でき

る場合もありますので、消費

者相談室にご相談ください。

●こんな手口にご用心

「不当請求」

クーリングオフは一定期

間内(販売方法により契約日

を含む8～20日間)に書面
(はがき)で通知します(左図)
販売店へのはがきの書き方例

参考)書面はコピーをとつ

て配達記録郵便か簡易書留

で出します。クレジット契約

の場合、クレジット会社にも

通知します。

※①代金の一部、または全

額を払った場合②商品を受

け取った場合に書きます。

※期間を過ぎても解約でき

る場合もありますので、消費

者相談室にご相談ください。

●こんな手口にご用心

「不当請求」

クーリングオフは一定期

間内(販売方法により契約日

を含む8～20日間)に書面
(はがき)で通知します(左図)
販売店へのはがきの書き方例

参考)書面はコピーをとつ

て配達記録郵便か簡易書留

で出します。クレジット契約

の場合、クレジット会社にも

通知します。

※①代金の一部、または全

額を払った場合②商品を受

け取った場合に書きます。

※期間を過ぎても解約でき

る場合もありますので、消費

者相談室にご相談ください。

●こんな手口にご用心

「不当請求」

クーリングオフは一定期

間内(販売方法により契約日

を含む8～20日間)に書面
(はがき)で通知します(左図)
販売店へのはがきの書き方例

参考)書面はコピーをとつ

て配達記録郵便か簡易書留

で出します。クレジット契約

の場合、クレジット会社にも

通知します。

※①代金の一部、または全

額を払った場合②商品を受

け取った場合に書きます。

※期間を過ぎても解約でき

る場合もありますので、消費

者相談室にご相談ください。

●こんな手口にご用心

「不当請求」

クーリングオフは一定期

間内(販売方法により契約日

を含む8～20日間)に書面
(はがき)で通知します(左図)
販売店へのはがきの書き方例

参考)書面はコピーをとつ

て配達記録郵便か簡易書留

で出します。クレジット契約

の場合、クレジット会社にも

通知します。

※①代金の一部、または全

額を払った場合②商品を受

け取った場合に書きます。

※期間を過ぎても解約でき

る場合もありますので、消費

者相談室にご相談ください。

●こんな手口にご用心